

案

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(敷地及び建築設備の変更等)</p> <p>第8条 建築主等は、確認を受けた建築物、建築設備又は工作物について、その工事完了前において次の各号のいずれかに該当するときは、第6号様式による届出書に係る図書を添付して建築主事に届け出なければならない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(3) 法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物にエレベーター又は小荷物専用昇降機を設けようとするとき（法第87条の4の規定の適用を受ける場合を除く。）</u></p> <p>(4) 法第6条第1項第3号に掲げる建築物に昇降機を設けようとするとき</p> <p>[2 略]</p>	<p>(敷地及び建築設備の変更等)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p><u>(3) 小荷物専用昇降機（法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設置する場合は、出し入れ口の下端の高さが床面から50センチメートル以上のものに限る。）を新設し、増設し、又はその主要部分を変更しようとするとき</u></p> <p>(4) 法第6条第1項第4号に掲げる建築物に昇降機を新設し、増設し、又はその構造若しくは機能を変更しようとするとき</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。